

# 令和8年度 いじめ問題対策推進事業計画



令和7年度いじめ防止ポスターコンクール  
中学生部門 最優秀作品  
高崎市立片岡中学校 3年 今井 のの香

群馬県教育委員会

# 目次

## 1 令和8年度いじめ問題対策推進事業

- (1) 令和8年度いじめ問題対策推進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) オール群馬「いじめ防止」の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 児童生徒のいじめ防止活動一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 各学校における「いじめ防止活動」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 2 実施要項案等

- (1) 児童会・生徒会のいじめ防止活動年間計画について・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 令和8年度いじめ防止強化月間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 令和8年度いじめ防止フォーラムについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 「いじめの対応は、正確な認知から」リーフレット・・・・・・・・・・・・ 10
- (5) 「いじめの解消に向けて大人たちができること」リーフレット・・・・ 11
- (6) 令和8年度地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会事務局校一覧・・・・ 13
- (7) 令和8年度いじめ防止ポスターコンクール募集要項・・・・・・・・・・・・ 14
- (8) 令和8年度いじめ防止子ども会議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (9) 令和8年度いじめ問題取組状況調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

## 3 資料編

- (1) 令和7年度いじめ問題取組状況調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (2) 学級活動指導例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

# 令和8年度いじめ問題対策推進事業について

義務教育課  
 高校教育課  
 特別支援教育課

## 【事業内容】

### 家庭・地域と連携した児童生徒による自主的ないじめ防止活動の推進

#### ○目的

群馬県いじめ防止基本方針に基づき、県内の全ての学校における、児童生徒による自主的ないじめ防止活動を支援することを通して、いじめを許さない気持ちや態度を育てるとともに、いじめの未然防止に資する。

#### ○現状と課題

いじめ防止対策推進法により策定された国や県のいじめ防止基本方針には、児童生徒の被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断することとされている。その方針を踏まえ、各学校はいじめの積極的な認知と対応に取り組むようになってきている。しかし、コロナ禍に相手の立場に立って物事を考えたり、自分の考えを適切に相手に伝えたりする機会を失った影響から改善は見られず、友達の個性を認めたり、思いやったりする信頼関係の構築に苦慮している現状が続いている。

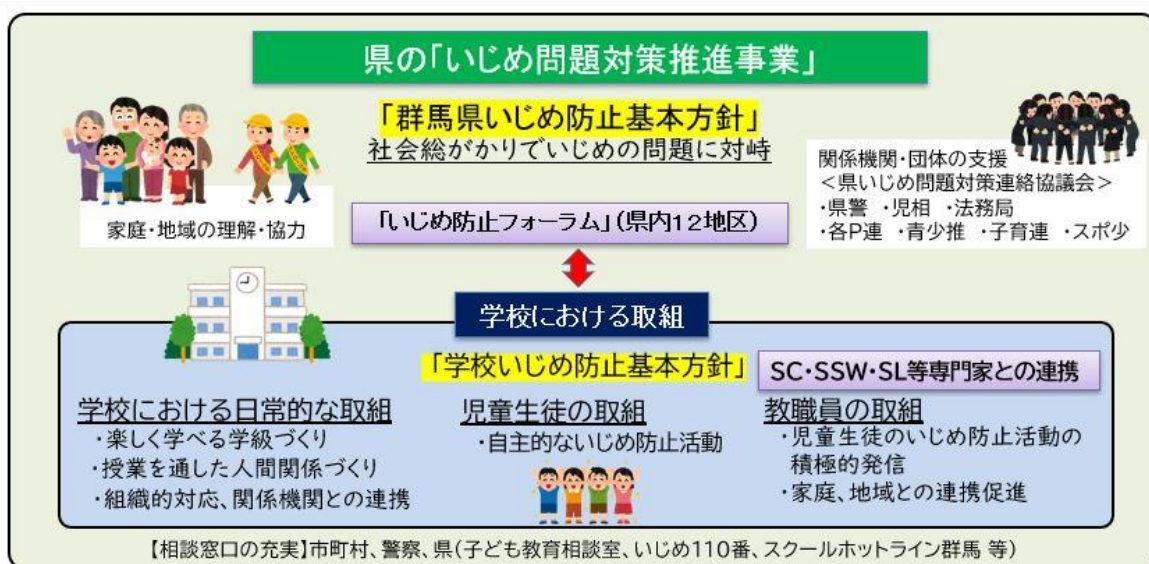
また、自ら予測困難な時代をより良い未来にしていくために、子供たちが主体的にいじめについて考える場を設けたり、家庭や地域に発信する機会を増やしたりすることが必要となってきている。

#### ○取組の重点

自分とみんなのウェルビーイング<sup>注</sup>が重なり合い、高め合う共生社会へ向けて、個性を尊重し、多様性を認め合いながら、誰にでも起こりうる「いじめ」をなくす信頼関係づくりについて、児童生徒が自分事として考えることを通して、互いを思いやる行動がとれるような態度を育成することを重点とする。

注) ウェルビーイング (Well-being) は、well (よい) と being (状態) からなる言葉。世界保健機関 (WHO) では、ウェルビーイングのことを個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される (翻訳) と紹介しています。WHO 憲章の中で健康の定義として「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてがよい状態にあることをいいます。」のようにウェルビーイングを用いています。  
 (Benesse ウェルビーイング Lab より)

#### ○ 県のいじめ問題対策



#### 保護者・地域支援のための取組

- 相談窓口の周知
- 情報モラルの啓発
- 広報紙やポスターによる情報提供
- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域ぐるみの対策推進の強化
- 家庭、地域に開かれた環境づくり
- ネット上のいじめへの対応強化
- 保護者、地域の学校運営への参画

#### 関係部局及び関係機関との連携

- 子供・女性安全対策課との定期的な協議の実施
- スクールサポーター等との連携
- 学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携
- 学校警察連絡協議会での情報交換・共有
- 児童相談所、福祉部局等との連携強化のための協議
- 法務局との連携
- いじめ防止活動にかかわる連携

【令和8年度いじめ防止活動スローガン】

私たちは、「相手」も「自分」も笑顔になるために、  
私たちにとって何が大切かを考え、行動します！

義務教育課  
高校教育課  
特別支援教育課

< 1年間のいじめ防止活動の流れ >

4月

学級

いじめ防止活動計画の作成

・学校いじめ防止基本方針に基づき、児童会・生徒会活動等の一年間の活動計画を作成

令和8年度 いじめ防止啓発ポスター・のぼり旗の配布

5月

学年

児童会・生徒会

春の「いじめ防止強化月間」

・学級・学校でいじめ防止活動を展開  
・いじめ防止フォーラムのテーマについての話し合い  
・のぼり旗の活用

のぼり旗で地域に周知・いじめ防止宣言の活用

6月

地域の学校との交流

いじめ防止フォーラム

【12地区共通テーマ】

みんなで作る 笑顔のピース  
～「相手」も「自分」も笑顔になるために、  
大切なことは何だろう～

・12地区の小中学生・高校生の代表児童生徒が、実践発表、情報交換、協議  
・教員、保護者、地域住民等に対する講話、情報交換等

人間関係づくりに係る演習  
全県共通テーマによる話し合い  
児童生徒による進行 等

11月

地域、各学校における取組

冬の「いじめ防止強化月間」

・「いじめ防止フォーラム」を受け、児童会・生徒会及び地域で実践

のぼり旗で地域に周知  
いじめ防止宣言の活用

12月

市町村の取組

いじめ防止ポスターコンクール開催(県教委)

いじめ防止子ども会議

・市町村教委主催:小中学生等

児童生徒による進行等

2月

学級

児童生徒の振り返り

【各学校における取組】

「学校いじめ防止基本方針に基づいた取組」

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を中核として、全教職員で組織的に対応

安全・安心な風土づくり

- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業
- 自分たちの学級・学校をよりよくする話し合い活動の充実
- 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う道徳教育及び体験活動等の充実
- 保護者・地域と連携したいじめ防止活動

未然防止教育

- いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針についての理解を深める授業の実施
- 援助希求的態度を養うSOSの出し方に関する教育の実施
- ネットトラブルを未然に防ぐ情報モラル教育の充実  
(情報モラル講習会の実施・県ネットリテラシー向上教材の活用等)
- 保護者・地域と連携したいじめ防止活動

早期発見

- 児童生徒の実態把握
  - ・日常のふれあい、観察
  - ・毎月のアンケート
  - ・保護者・地域との連携
  - ・積極的ないじめの認知
- 相談窓口の周知

早期対応(再発防止)

- 詳細な事実確認、組織的対応
- 加害児童生徒への毅然とした指導及び成長支援
- 被害児童生徒の安心・安全の確保
- 事案に応じた関係機関との連携
- いじめが起きた集団への働きかけ

【「いじめ防止宣言」の具現化】

【児童生徒が主体となった  
いじめ防止活動の推進】

【自己有用感をはぐくむ  
教育活動の充実】

## 児童生徒のいじめ防止活動一覧

### 1 県教育委員会が主催

#### (1) 群馬県「いじめ防止ポスターコンクール」募集（9月）

県内の児童生徒に、いじめについて考え、いじめを許さない気持ちや態度を育てる機会とするため、いじめ防止に関わるポスターを募集する。

#### (2) 群馬県「いじめ防止ポスターコンクール」表彰及びポスター配布（1月・3月）

いじめ防止ポスターコンクールに応募された作品から、優秀作品を表彰するとともに、啓発ポスターとして印刷し各学校に配布する。

### 2 市町村教育委員会が主催

#### 各市町村における「いじめ防止子ども会議」の開催（12月～2月）

中学校区などの小中学生等の代表が、各校の実践発表を行うとともに、いじめをなくすために自分たちでできることを話し合うことを通して、児童生徒のいじめ防止に向けた主体的な取組を一層推進する。

### 3 中高生徒指導対策協議会が主催

#### 「いじめ防止フォーラム」の開催（6月～11月）

中高生徒指導対策協議会がいじめ防止を目的としたフォーラムを県内12地区で開催する。

### 4 各学校が主催

#### (1) いじめ防止活動年間計画の作成（4月）

学校いじめ防止基本方針に基づき、児童会・生徒会活動、学校行事等におけるいじめ防止の取組に関する1年間の活動計画を作成する。

#### (2) 春の「いじめ防止強化月間」（5月）

望ましい人間関係の形成を目指すため、児童生徒が主体的に考えたいじめ防止活動を、具体的な行動目標を掲げて実践する。また、今年度のいじめ防止フォーラムのテーマについて話し合う場面を事前に設ける。

#### (3) 冬の「いじめ防止強化月間」（12月）

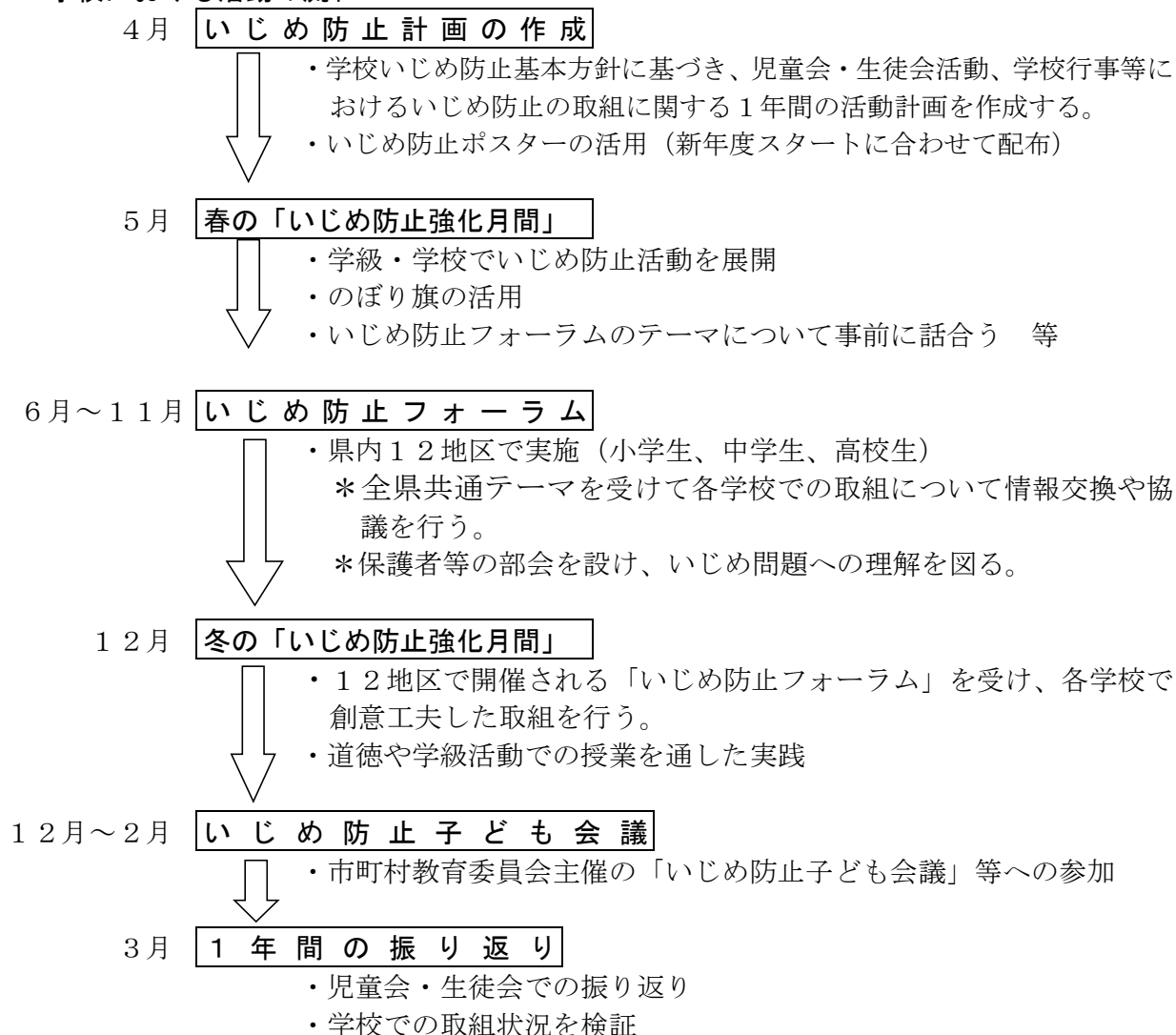
各学校で日常的に推進しているいじめ防止活動の一層の充実を図り、児童生徒の問題意識や実践力を高めていけるような創意工夫した取組を行う。また、啓発資料等を参考に、今年度のいじめ防止フォーラムで話し合われた内容について扱う。

#### (4) 児童会・生徒会による1年間の振り返り（3月）

児童生徒に自分たちの取組を振り返らせ、これからもいじめのない楽しい学級、学校をつくっていかうとする意欲や態度を育てる。

## 各学校における「いじめ防止活動」

### 1 学校における活動の流れ



### 2 各学校での取組の重点

#### (1) 児童生徒の主体的な活動について

- ・いじめを自分たちの問題として話し合う活動を取り入れるとともに、児童生徒の創意工夫を生かした活動を積極的に実施する。
- ・昨今のSNSによる誹謗・中傷等のいじめの増加を踏まえ、県ネットリテラシー向上教材等を活用し、情報モラル教育の充実を図る。
- ・児童生徒が、互いに支え合う人間関係を築く力の育成を通して、いじめを許さない気持ちや態度を育て、いじめの未然防止及びいじめの深刻化防止の充実を図る。
- ・いじめの解決方法や、いじめに悩む児童生徒をサポートできる体制を考えさせる。

#### (2) 保護者や地域との連携について

- ・各学校でのいじめ防止に向けた取組内容を、保護者や地域に対して積極的に発信し、実施している取組に対する理解を図り、取組充実に向けた協力関係を築く。
- ・子供たちの間で起きるいじめ解消に向けた実効性のある対応と、子供たちの成長支援の視点に立った再発防止への取組の充実を図るために、学校や保護者、地域がどのように関わっていけるのか考えてもらう等、連携した取組を推進する。

## 児童会・生徒会のいじめ防止活動年間計画について

### 1 趣 旨

各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」を基に、児童会・生徒会活動といじめ防止活動を関連させた年間計画を作成し、児童生徒の主体的ないじめ防止活動の推進を図る。

### 2 計画例（小学生、中学生、高校生）

#### （1）小学生の例

#### 〇〇小学校児童会 いじめ防止活動年間計画（例）

目 標	児童一人一人のいじめに対する問題意識を高められるようないじめ防止活動の実践を通して、だれもが明るく楽しく過ごせる学校の雰囲気をつくる。	
目標達成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会活動等の活性化により、いじめが起きづらい雰囲気をつくる。</li> <li>・正しい人権感覚をもち、より良い人間関係を形成する力を育てる。</li> <li>・いじめが起こっても早期に発見し、話し合っ解決できる力を育てる。</li> </ul>	
	全県の取組	児童会活動（代表委員会、委員会活動、児童会集会活動、学校行事への協力）
4月	いじめ防止活動計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ポスターの掲示・活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全学級にポスターを掲示し、それを活用して児童会が、いじめを許さない気持ちをもつように呼び掛ける。</li> </ul> </li> <li>○年間を通した縦割り活動の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・6年生が中心となり、朝行事等の時間を活用した異年齢交流を実施する。</li> </ul> </li> </ul>
5月	春の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童会いじめアンケート①の実施・集計                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表委員が主体となって作成し、学級委員等が集計し、学級や児童会で、集計結果を基にした話し合いを行う。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">【参照：P25 学級活動指導案（例）】</p>
6月	12地区別いじめ防止フォーラム <small>（開催方法や時期は地区ごとに異なる）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級活動の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間づくりの活動（人間関係づくり）について、学級で話し合い、実践する。</li> <li>・各学級で取り組んだ活動等を児童会がまとめ、通信等で全校児童や家庭、地域に紹介する。</li> </ul> </li> </ul>
7月		○いじめ防止ポスター応募の呼び掛け
8月		
9月	いじめ防止ポスターコンクール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止フォーラムの実践                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表児童を中心に、いじめ防止フォーラムで協議したことを自校で実践する。</li> </ul> </li> </ul>
10月		
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中（高）合同挨拶運動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・のぼり旗等を活用し、校区内で連携した運動を行う。</li> </ul> </li> </ul>
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童会いじめアンケート②の実施・集計                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回目と比較し、年間の実践について評価する。</li> <li>・人権週間に合わせて、人権尊重の立場からいじめ問題について学級活動などを活用し意見交換する。</li> </ul> </li> </ul>
1月	市町村別いじめ防止子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本校の実践発表、意見交換会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の取組や学校間や地域との連携等について、代表児童が発表する。</li> </ul> </li> </ul>
2月	<small>（開催方法や時期は市町村ごとに異なる）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他校のよい取組を代表委員会で報告する</li> </ul>
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返り                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。</li> </ul> </li> </ul>

(2) 中学生の例

〇〇中学校生徒会 いじめ防止活動年間計画(例)

目標	生徒一人一人のいじめに対する問題意識を高められるようないじめ防止活動の実践を通して、だれもが明るく楽しく過ごせる学校の雰囲気をつくる。	
目標達成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会活動にいじめ防止の視点を取り入れたり、学校行事を工夫して行ったりするなど、生徒が主体となる活動の活性化により、いじめが起きづらい雰囲気をつくる。</li> <li>正しい人権感覚をもち、より良い人間関係を形成する力を育てる。</li> <li>いじめが起こっても早期に発見し、話し合っ解決できる力を育てる。</li> </ul>	
	全県の取組	生徒会活動(生徒会本部、委員会活動、生徒集会、学校行事への協力)
4月	いじめ防止活動計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ポスターの掲示・活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全学級にポスターを掲示し、それを活用して生徒会が、いじめを許さない気持ちを持つように呼び掛ける。</li> </ul> </li> <li>○年間を通した生徒主体の集団活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力し認め合える活動を、生徒のアイデアを取り入れて企画し、生徒主体で実施する。(ピアサポート活動等)</li> </ul> </li> </ul>
5月	春の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒会いじめアンケート①の実施・集計 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部役員が主体となって作成し、学級委員等が集計し、学級や生徒会で、集計結果を基にした話し合いを行う。</li> <li>・ネットいじめに関する項目を入れた話し合いを行う。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">【参照：P27 学級活動指導案(例)】</p>
6月	12地区別いじめ防止フォーラム (開催方法や時期は地区ごとに異なる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会が提案するテーマ(人間関係づくり等)について、各学級で話し合い活動を行う。</li> <li>・各学級で出された意見や決定事項等を生徒会がまとめ、通信等で全校生徒や家庭地域に紹介する。</li> <li>・いじめ防止に向けた各自の行動目標を決める。</li> </ul> </li> </ul>
7月		○いじめ防止ポスター応募の呼び掛け。
8月		
9月	いじめ防止ポスターコンクール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止フォーラムの実践 <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表生徒を中心に、いじめ防止フォーラムで協議したことを自校で実践する。</li> </ul> </li> </ul>
10月		○交流活動の実施
11月		・のぼり旗を活用し、小中合同で挨拶運動を行う。
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒会いじめアンケート②の実施・集計 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回目と比較し、年間の実践について評価する。</li> <li>・人権週間に合わせて、人権尊重の立場からいじめ問題について学級活動などを活用し意見交換する。</li> </ul> </li> </ul>
1月	市町村別いじめ防止子ども会議	○本校の実践発表、意見交換会
2月	(開催方法や時期は市町村ごとに異なる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の取組や学校間や地域との連携等について、代表生徒が発表する。</li> <li>・他校のよい取組を本部役員会で報告する。</li> </ul>
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返り <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。</li> </ul> </li> </ul>

(3) 高校生の例

〇〇高等学校生徒会 いじめ防止活動年間計画（例）

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての生徒が、いじめを許さない気持ちと態度を身に付ける。</li> <li>・ホームルーム活動や生徒会活動、学校行事などを工夫して、生徒一人一人がエージェンシーを発揮し、互いに支え合うことのできる人間関係づくりを推進する。</li> </ul>	
目標達成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校生徒の実態を踏まえた、様々ないじめ防止活動を、保護者や地域住民等と連携しながら、生徒主体で計画的に実施する。</li> </ul>	
4月	<b>いじめ防止活動計画の作成・周知</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ポスターを各クラスに掲示する。</li> <li>○いじめ防止活動年間計画を全生徒へ周知する。</li> <li>○新入生オリエンテーションを通じて、人間関係づくりのための活動を行う。</li> </ul>
5月	<b>春の「いじめ防止強化月間」</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や地域住民と連携した挨拶運動を行う。</li> <li>○インターネットリテラシーの向上に関するアンケートを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒主体のアンケートの作成や集計等を行う。</li> </ul> </li> <li>○クラス単位で話し合い活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果に基づき、課題などを話し合う。</li> </ul> </li> <li>○いじめ防止等に向けた各自の行動目標を決める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス単位で話し合い活動を行い、いじめ防止に向けた行動目標等について、各自が意思決定を行う。</li> </ul> </li> </ul>
6月	<b>12地区別いじめ防止フォーラム</b> (開催方法や時期は地区ごとに異なる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区のいじめ防止フォーラムに、代表者が参加する。</li> <li>○いじめ防止フォーラム成果報告会を行い、いじめ防止フォーラムの内容を全校で共有する。</li> <li>○クラス単位で話し合い活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止フォーラムで話し合ったことを踏まえ、学校で具体的にどのような活動ができるかについて話し合い、合意形成を図る。</li> </ul> </li> <li>※結果に基づき、具体的な活動を学校全体で行う。</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ポスターコンクールの応募を呼び掛ける。</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校生対象「こころの教育事業」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こころの教育事業」の内容を踏まえて、クラス単位で話し合い活動を行い、各自が心掛けるべきこと等について意思決定を行う。</li> </ul> </li> </ul>
9月	<b>いじめ防止ポスターコンクール</b>	
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○互いに支え合う人間関係づくりを目標として、球技大会や文化祭、体育祭等の運営を生徒主体で行う。</li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止フォーラムを受けて地区で作成した啓発資料をもとに、いじめ防止のために現在どのような活動を実践しているかについて、クラス単位で話し合い活動を行う。</li> </ul>
12月	<b>冬の「いじめ防止強化月間」</b>	
1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や地域住民と連携した地域清掃活動を行う。</li> </ul>
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○1年間を振り返り、次年度の年間計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会役員が中心となり、今年度の成果と課題を振り返る話し合い活動を行った上で、次年度の年間計画を作成し、合意形成を図る。</li> </ul> </li> </ul>
3月	<b>いじめ防止活動の振り返り</b>	

## 令和8年度いじめ防止強化月間について

### 1 趣旨

児童生徒一人一人が、いじめを自分自身のこととして考え、自主的に行動できるようにするために、いじめ防止強化月間を春季と冬季の年2回行う。各学校で日常的に推進している児童生徒の主体的ないじめ防止活動の充実を図り、いじめを許さない気持ちや態度を育てる。

### 2 期間

春季を5月、冬季を12月の各1ヶ月間とする。

### 3 取組内容

#### (1) 重点

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。特に、いじめに向かわない集団づくりに焦点を当て、日常の諸問題を子どもたち自身が話し合っ解決する風土を学級や学年単位でつくり、学校全体でのいじめ防止活動につなげていく。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく自主的な活動を推進する。具体的には、昨年度から取り組んでいる「いじめに向かわない集団づくり」を継続するとともに、安心できる学級・学校づくりや、互いに支え合える人間関係をつくるために自分たちに何ができるかを考え、行動することに重点をおく。
- ・各校が実践してきた児童生徒の主体的ないじめ防止活動の取組を、家庭・地域へ積極的に発信し、理解を促進するとともに、発達段階に応じて、児童生徒と保護者、地域住民がいじめの問題について話し合ったり、共に実践活動をしたりして、いじめ防止に向けた気運を一層高める。
- ・困っていたり、悩んでいたりする仲間気付、支え合える人間関係づくりの視点を取り入れる。

#### (2) 内容

各学校及び各教育委員会は、その地域の実態に応じた効果的な取組を行う。

#### ア 学校

- ・いじめ防止の気運を醸成するため、児童生徒が主体となった取組を行う。
- ・道徳科においては「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」、特別活動においては「学級や学校における生活づくりへの参画」に重点を置いた内容を取り扱うなど、いじめ防止などに関する指導を計画的に行うとともに、人間関係づくりに関する体験活動を取り入れるよう心がける。
- ・各校が実践してきたいじめ防止活動を家庭・地域に積極的に発信する。
- ・のぼり旗を活用するなどして、家庭、地域等に対して、「いじめ防止強化月間」の周知を図る。また、いじめ防止ポスター等を活用した広報啓発活動を行う。
- ・県ネットリテラシー向上動画教材や体験型 Web 教材を活用した授業等に取り組む。

#### イ 教育委員会

- ・管内の各校の取組が、学校の実態に応じた児童生徒の主体的かつ効果的な取組となるよう、必要な指導や助言を行う。
- ・学校、家庭、地域が連携していじめ防止のための諸活動に取り組めるよう支援する。

#### 【参考】取組例

##### ○ 春季の強化月間

- ・お互いのよさを知り合う活動 ・いじめのない理想の学級・学校についての話し合い
- ・「令和8年度いじめ防止フォーラム」に向けた児童会・生徒会活動での実践

##### ○ 冬季の強化月間

- ・「令和8年度いじめ防止フォーラム」の成果を踏まえた児童会・生徒会及び地域での実践
- ・「令和8年度いじめ防止フォーラム」で行ったプロジェクト・アドベンチャー活動の伝達・体験
- ・人権週間（12月4日～10日）、世界人権デー（12月10日）等の人権学習と関連させた指導

##### ○ 春季・冬季の強化月間共通

- ・いじめ防止ポスターの意味していることについての話し合い活動
- ・SNSを活用したり事例を用いたりした実践的な体験活動
- ・児童会生徒会による諸活動（異学年交流活動等）
- ・人間関係づくりに関する体験活動（プロジェクト・アドベンチャー活動等）
- ・「いじめ防止活動」を家庭・地域に紹介するための「学校だより」や「学校ホームページ」の充実

## 令和8年度いじめ防止フォーラムについて（案）

### 1 趣旨

県内12地区に設置された中学校・高等学校生徒指導対策協議会が、いじめ防止等を目的としたフォーラムを開催し、小・中・高・特別支援学校の児童生徒の代表者が意見交換等を行うことを通して、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組をより活性化させるとともに、他者を思いやる心を育み、良好な人間関係づくりを促進する。

### 2 主催

地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会（実施要項は各地区事務局校が作成する）

### 3 実施期間及び時間帯

- (1) 期 間：令和8年6月～11月
- (2) 時 間：2時間～2時間30分程度（例：13時30分～15時45分）

### 4 会場

原則として、各地区の小・中・高・特別支援学校のいずれかとする。

### 5 参加校

小学校：各中学校区から1校以上、中学校：地区の全校、高校等：地区の全校、特別支援学校：地区の希望する学校（地区の学校数などの実態を踏まえて事務局校が判断する）

### 6 参加者

※ 次の(1)～(7)を原則とし、地区の実態を踏まえて事務局校が判断する。

※ 事務局校は、多くの保護者や地域住民等が参加できるよう工夫する。

- (1) 児童生徒代表（各校1名、ただし、事務局校生徒は複数の参加を可とする。）
- (2) 引率教員（各校1名）
- (3) 地区中・高生徒指導対策協議会代表（各地区1名）
- (4) 保護者及び地域住民等
- (5) 市町村教育委員会事務局職員
- (6) 群馬県教育委員会事務局職員
- (7) その他（一般参加者、報道等）

### 7 日程（例）

- (1) 開会 13:30～13:35（5分）
  - ① 開会宣言（小学生代表）
  - ② 主催者挨拶（地区中・高生徒指導対策協議会会長）
- (2) 基調提案 13:35～13:40（5分）
- (3) プロジェクト・アドベンチャー体験 13:40～14:00（20分）

※ 各地区の実態に合わせて、児童生徒がファシリテーターを務める。
- (4) 班別協議（共通テーマ） 14:00～15:15（75分）

**みんなで作る 笑顔のピース**  
～「相手」も「自分」も笑顔になるために、大切なことは何だろう～

※ 6人程度の班（小・中・高・特支混合）に別れ、テーマに基づき、各校で取り組んでいる活動等について発表したり、学校における効果的な活動等について話し合ったりする。

※ 児童生徒が話し合っている間、保護者、地域住民、引率教員等は、「法に基づく正確ないじめの認知」についての講義や意見交換に参加する。（講師：県教育委員会指導主事）  
（休憩10分）
- (5) 班別協議発表 15:25～15:40（15分） ※ 各班で話し合ったことを発表する。
- (6) 閉会 15:40～15:45（5分）
  - ① 保護者・地域住民代表講評
  - ② 県教育委員会講評
  - ③ 閉会宣言（中学生代表）

### 8 その他

- ・事務局校は、各地区いじめ防止フォーラムレポートや地区別啓発資料等の作成・配布を通して、いじめ防止フォーラムの内容を地区の全ての児童生徒に周知する。
- ・いじめ防止フォーラム終了後、各校は、いじめ防止フォーラムの成果を生かした児童生徒主体のいじめ防止活動等を、児童生徒の実態に応じて実践する。

# いじめの対応は、**正確な認知**から

## 定義

### 法律による“いじめ”の定義

#### 法律の成立前

加害側の行為の継続性や意図、与える影響の大きさなどによりいじめと判断

#### 法律の成立後

被害側が、「嫌な思い」「苦痛」を感じていれば“いじめ”と判断（被害側の立場で判断・結果責任）



#### いじめ防止対策推進法（第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



#### <いじめ防止対策推進法制定の目的>



子どもたちの中で起きる **些細な出来事**  
予期せぬ方向に推移して **重大な事態に至ることを防ぐ**

#### 重要なこと

**被害性に着目して  
いじめを認知する**

## 考え方

### 正確な“いじめ”認知の考え方



法律の定義では、「力の差」「継続性」「一方的」「意図的」「深刻」等の要素は全く含まれていません。  
ふざけ合いやよくあるトラブルなどと安易に判断せず、見逃すことがないようにしましょう。

#### 間違った理解の例



一方的ではないのでいじめではない



友達同士だからいじめではない



一回限りのトラブルだからいじめではない



こんな些細なトラブルだからいじめではない

**法律上の“いじめ”を正しく理解し、正確に認知することが大切です。**

## 対応

### いじめの問題への対応

#### 未然防止に向けて

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる
- 子供がいじめ問題を自分のこととして捉え、自ら活動できる集団をつくる など



#### 早期発見に向けて

- 子供の声に耳を傾ける
- 子供の行動を注視する など

#### 解消に向けて

- いじめられている子供や保護者の立場に立って対応する
- 単に謝罪をもって安易に解消と判断しない など



# いじめの解消に向けて大人たちができること ～全ての子供たちの成長を促すために～

群馬県いじめ防止基本方針より

## いじめの解消に向けて

- ・いじめを受けた子供や保護者の立場に立って対応する
- ・いじめを行った子供には、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、成長支援の観点から指導を行う。
- ・単に謝罪をもって安易に解消と判断しない など

## <対応例>

### 校内いじめ対策組織に報告、いじめと認知

#### ケース① 子供が成長する過程で一般的に見られる日常的衝突

男子Aが、男子Bから下校中に冷やかしの言葉を浴びせられたり靴を踏まれたりした。Aの母親の訴えで発覚。Aとその母親は、「自分で解決したい」と言っている。



#### 対応例

- ・学校・家庭・地域で連携を取り合いながら、下校時の様子を見守る。
- ・Aに、嫌なことをされたときには、相手に嫌だと伝えたり誰かに相談したりするよう助言する。
- ・Bに、Aが嫌な思いをしていることに気付かせ、友達への関わり方を助言する。

#### ケース② 子供同士の衝突がエスカレートした場合

女子Cは、数日間にわたり女子3名から無視されたことで、3日間連続して欠席した。女子3名は、「以前からCに強い態度を取られていたため、距離を置いただけ」と主張している。



#### 対応例

- ・過去の嫌なことをされてきた3名の気持ちを受け止めながらも、学校に来られなくなったCに対して何ができるのか考えさせる。
- ・Cが安定して登校できるようになったところで、関係者に問題解決の方法について助言する。

#### ケース③ インターネットを介したトラブル

男子Dは、男子Eと口論した腹いせに、Eを誹謗・中傷する言葉をSNS上に書き込んだ。そのことを知ったEは、翌日担任に相談した。担任がDに確認したところ、「ふざけたつもりで書き込んだので悪気はない」と主張している。



#### 対応例

- ・Dに対し、一度SNS上に書き込むと拡散され、多大な被害を与える可能性があることに気付かせる。
- ・SNSの正しい使い方について学校全体で指導する。
- ・家庭に対して、スマホを使用する上でのルールについて、子供たちと話し合うよう依頼する。

## いじめの解消、再発防止に向けた対応(成長支援)のポイント

学校

### いじめを受けた子供



- ・安心と安全を守ることを最優先する(不登校、仕返し被害の未然防止を図る。)
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自己肯定感の回復を図る。

### いじめを行った子供



- ・いじめを容認しない態度を貫く。
- ・いじめ行為の背景に目を向け、考え方の間違いに気付かせたり、問題解決の仕方を教えたりするなどして再発を防止する。

### いじめをはやし立てる、見て見ぬふりをする子供



- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・「はやし立てる」行為自体も、いじめに含まれることに気付かせる。



家庭・地域

関わった子供たちの成長

いじめの解消(再発防止)

群馬県いじめ問題対策連絡協議会

## いじめ対応Q&A（周囲の大人の子供への関わりについて）

Q1

息子が学校でいじめに遭いました。先生の指導で、いじめは一旦収まりましたが、息子はなんとなく元気がありません。親としてできることは何でしょうか。

A お子さんの心をケアするとともに、傷ついた自己肯定感を回復させましょう。

子供はいじめられたとき、「自分が悪いから仕方ない」と思ってしまうことがあります。お子さんには、「あなたは悪くない。たとえ自分に落ち度があると感じたとしても、そのことといじめは別である」と伝えましょう。親が過剰に反応したり、軽く考えたりすることなく、お子さんの心をケアし、自己肯定感の回復を図りましょう。お子さんの心が安定してきたところで、今後、二度と同じようないじめ被害にあわないために、「困ったときには遠慮せずに助けを求める」等の方法を助言するなどして、再発防止を図りましょう。

Q2

娘がいじめをしたと学校から言われました。娘は、あの子が悪いのだから、このくらいしないとわからないと言っています。このままだと、同じことが起きるのではないかと心配です。加害者の親としてどう対応すればよいでしょうか。

A いじめを容認しない姿勢を貫きつつ、成長を促す働きかけを行いましょう。

いじめを行った子供は自分の行為を正当化することがありますが、どのような理由があっても、相手を傷つける行為は許されず、違う方法で解決を図らねばならないと伝えましょう。いじめの再発を防ぐためには、問題の解決の仕方を教えるなど、子供たちの成長を支援する観点が必要ありません。

また、いじめを行った子供には、そのモデルとなる存在がいるという指摘もあります。周囲の大人自身が考えが合わない相手を排除し攻撃するなど、悪いモデルとなっていないかを振り返ることも大切です。大人として、「多様性」を認める心の広さをもつことが必要です。

Q3

息子が学校の先輩から暴力行為や金銭の要求を受けていたことが分かりました。息子の安全を守るため、警察に相談した方がよいでしょうか。

A 安全の確保が最優先です。警察への相談を含め、学校に相談しましょう。

加害行為を即刻やめさせるとともに、仕返し行動を防止し、被害者の安心と安全を最優先とした対応が必須です。学校としても、教育委員会への相談、警察等の関係機関との連携も視野に入れた対応を検討する必要があるケースです。学校に対して、お子さんが受けた行為を正確に伝え、今後の対応について、密に連絡を取り合ってください。

Q4

地域の行事に来た子に、「学校でからかわれていてつらい」と相談されました。子供にはよくあることだと思い、「そのくらいのことは自分で解決しようね」と答えました。このような場合、もっと違う対応の方がよかったのでしょうか。

A その子がどんなことで、どれだけ困っているのかを知ることが大切です。

子供同士のトラブルは、子供たち自身で解決することが理想ですが、被害側が孤立状態にあるなど、子供たちだけでは解決が困難な場合もあります。相談されたときは、勇気をもって打ち明けてくれたことを認め、話に対し真摯に耳を傾けることが大切です。「そのくらいのことは自分で解決しようね」という言葉は、子供たちにとって「誰かに助けを求めてはいけないんだ」という誤ったメッセージになってしまうことがあります。子供のSOSを丁寧に受け止めるとともに、助けを求めることの重要性を子供たちに伝えましょう。その後、学校に連絡するようお願いします。

令和8年度 地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会 事務局校一覧

R8 4.17確定

No	地 区	R 8 年度事務局校	R 8 年度地区内代表中学校 (とりまとめ中学校)
1	前橋地区	県立前橋東高等学校	前橋市立みずき中学校 前橋市立鎌倉中学校
2	伊勢崎・佐波地区	県立伊勢崎商業高等学校	伊勢崎市立第二中学校 伊勢崎市立第三中学校
3	渋川広域圏	県立渋川工業高等学校	渋川市立子持中学校
4	高崎地区	県立吉井高等学校	高崎市立塚沢中学校
5	多野・藤岡地区	県立藤岡北高等学校	多野：上野村立上野中学校 藤岡：藤岡市立鬼石中学校
6	甘楽・富岡地区	県立下仁田高等学校	富岡市立南中学校
7	安中地区	県立松井田高等学校	安中市教育委員会
8	吾妻地区	県立長野原高等学校	高山村立高山中学校 白根開善学校
9	利根・沼田地区	県立沼田高等学校	利根：昭和村立昭和中学校 沼田：沼田市立沼田西中学校
10	桐生・みどり地区	桐生市立商業高等学校	桐生：桐生市立新里中学校 みどり：みどり市立笠懸南中学校
11	太田地区	県立太田高等学校	太田市立旭中学校
12	邑楽・館林地区	関東学園大学附属高等学校	邑楽：千代田町立千代田中学校 館林：館林市立第三中学校

# 令和8年度いじめ防止ポスターコンクール募集要項

## 1 目的

いじめ防止に関するポスターの作成を通して、児童生徒にいじめを許さない意識や態度を育み、児童生徒自身の力による、いじめの未然防止に向けての関心と意欲を高める。

## 2 主催

群馬県教育委員会

## 3 後援

公益財団法人 日本教育公務員弘済会群馬支部

## 4 応募資格

県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童生徒

## 5 作成要領

### (1) 図柄

各校が取り組んでいるいじめ未然防止活動、いじめ防止子ども会議などを受けて、児童生徒が自分たちの力でいじめを防止していこうとする明るく前向きで意欲あふれる作品を募集する。なお、インターネット等で入手できる画像・図等を一切使用していないものとする。（別添チラシ参照）

### (2) 用紙

縦 542mm、横 382mm（四ツ切）もしくはそれに準じる大きさとして、用紙を縦に使用する。

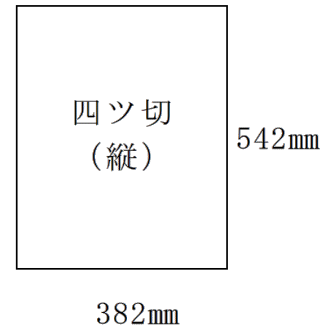
### (3) 色彩

自由（クレヨン、パステル、水彩、貼り絵等いずれも可）

### (4) 文字

作品には、いじめの未然防止に向けての関心や意欲を高める内容の文字を必ず入れる。（スローガンも選考対象とする。）

※ ポスターになった作品のスローガンは、来年度のいじめ防止のぼり旗に使用する予定。



### <過去のスローガン>

- H25：みんなでいじめをなくそう
- H26：いじめをなくす合い言葉 勇気 思いやり 協力
- H27：言葉の矢 勇気の盾で 打ち消そう
- H28：笑顔でつくる いじめのない学校
- H29：優しさ 大切に
- H30：ぼくが傘になる
- R 1：「大丈夫？」 あの子が元気になる言葉
- R 2：あと一言の勇気を今
- R 3：悪口を見ざる 言わざる 聞かざる 打たざる
- R 4：私に聞かせて 心に隠す きみの声
- R 5：次は あなたが 救う番
- R 6：気づいてあげよう ほんとの気持ち
- R 7：だれかとちがうことはすてきなこと！
- R 8：みんなで作ろう 笑顔のピース

※上記<過去のスローガン>は、今年度のポスターコンクールには使用不可。

## 6 応募上の注意

- (1) 応募作品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、主催者へ帰属するものとし、主催者事業の広報活動等に使用する。
- (2) 図柄と文字は児童生徒によるオリジナルの未発表作品とする。
- (3) ポスター作品は、原則として返却する。
- (4) ポスター等に使用する場合は、必要な文字等を記入するなど、印刷等の都合で一部修正することがある。
- (5) 入賞者の学校名、学年及び氏名は公表する。
- (6) 複数人による合作でもよい。  
なお、合作の場合は、可能な限り同学年によるものとし、これによりがたいときは、部門を超えない範囲とすること。

## 7 応募方法

### (1) 送付方法

応募者は、いじめ防止ポスター応募票（様式1）に、学校名、学年・組、氏名（ふりがな）、作品の説明・紹介などの必要事項を記入のうえ、応募作品（ポスター）の裏面中央へ貼り付け、在籍学校に提出する。

小中学校（中等教育学校（前期）、義務教育学校、特別支援学校小中学部を含む）は部門ごとに1点を選出し、ポスター作品応募者名簿（様式2）を作成の上、作品に添えて、該当応募先に提出する。

高等学校（中等教育学校（後期）、特別支援学校高等部を含む）は、応募作品全てについて、ポスター作品応募者名簿（様式2）を作成の上、作品に添えて、該当応募先に提出する。

### (2) 各部門の対象

部 門	対 象
小学1～3年生	小学校、義務教育学校及び特別支援学校小学部1～3年生
小学4～6年生	小学校、義務教育学校及び特別支援学校小学部4～6年生
中学生	中学校、中等教育学校（前期）、義務教育学校7～9年生及び特別支援学校中学部の生徒
高校生	高等学校、中等教育学校（後期）及び特別支援学校高等部の生徒

### (3) 応募先及び応募期限

	応募先	応募期間
市町村立学校 (小・中学校・中等教育学校・ 義務教育学校・特別支援学校)	各市町村教育委員会事務局 学校教育主管課	各市町村教育委員会事務局が 指定した期日
各市町村教育委員会事務局	義務教育課生徒指導係 027-226-4619（直通）	令和8年9月 1日(火)から 同年9月30日(水)まで
国立学校	同上	同上
私立学校	同上	同上
公立高等学校・中等教育学校	高校教育課生徒指導係 027-226-4642（直通）	同上
県立特別支援学校	特別支援教育課企画係 027-226-4653（直通）	同上

## 8 結果発表・作品展示・表彰

- (1) 審査結果の発表  
入賞者等には、学校を通じて12月下旬までに通知する。
- (2) 賞の種類  
各部門（小学1～3年生、小学4～6年生、中学生、高校生）ごとに、最優秀賞1点、優秀賞5点とする。ただし、応募状況等により変更する場合がある。
- (3) 作品展示  
令和9年1月8日（金）～1月12日（火）、県庁1階県民ホール南側に最優秀賞、優秀賞、入選作品を展示する。
- (4) 表彰式  
最優秀賞、優秀賞の児童生徒を表彰式に招待し、令和9年1月12日（火）、県庁昭和庁舎正庁の間で表彰式を行う。なお、小・中学生は保護者同伴とする。
- (5) その他  
作品は、各関係機関の広報資料（ポスター、広報紙など）として活用する。

## 9 問合せ先（事務局）

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

### 群馬県教育委員会事務局

義務教育課 生徒指導係

電話 027-226-4613（直通） 担当 関・阿部

高校教育課 生徒指導係

電話 027-226-4642（直通） 担当 高田

FAX 027-243-7759（共用）

特別支援教育課 企画係

電話 027-226-4653（直通） 担当 南雲

### 生活子ども部

私学・青少年課 私学振興係

電話 027-226-2142（直通） 担当 山田

(様式1)

## いじめ防止ポスター応募票

部 門	小学1～3年生 ・ 小学4～6年生 ・ 中学生 ・ 高校生
学 校 名	立 学校
学 年 ・ 組	学 年 組
(ふりがな) 氏 名	
作品の説明 紹 介	

- ※ 該当する部門に○を記入してください。
- ※ 市町村立の学校は、市町村名から学校名を記入してください。
- ※ 合作の場合は、団体名、全員の学年、氏名を記入してください。
- ※ この応募票を切らずに、ポスター作品裏面の中央に貼り付けてください。
- ※ 用紙（四ツ切）は縦に使用してください。
- ※ 作品には必ず文字を入れてください。



## 令和8年度いじめ防止子ども会議について

### 1 趣 旨

各学校の代表者が市町村ごとに集い、年間を通して取り組んできたいじめ防止活動について情報交換や、課題についての協議を行い、地域・学校の実態に応じて、サミット策定の「いじめ防止宣言」の具現化を図る。

### 2 主 催

各市町村教育委員会

### 3 開催日時

令和8年12月～令和9年2月 ※地区ごとに開催日を調整する。

### 4 会 場

各市町村教育委員会に委ねる

### 5 内 容

実践発表、グループ協議等

### 6 参加者（例）

- (1) 児童生徒(代表者)
- (2) 担当教諭
- (3) 校長会（生徒指導担当校長）
- (4) P T A連合会（代表者）
- (5) 市町村教委（教育長、学校教育課長、青少年課長、担当指導主事等）
- (6) その他（市町村の実態に応じ、議会、子育て連、青少推、保護者等の参加も考える）

### 7 日程（例）

- (1) 開会（15時00分）
- (2) 市町村教育委員会挨拶
- (3) 実践発表（15時10分～15時30分）
  - ・代表校からの実践発表
- (4) 分科会（15時30分～16時30分）
  - ・小学校、中学校、関係団体等の部会に分かれ、グループ協議を行う。
  - ※グループ協議のテーマを決める
- (5) 分科会報告（16時30分～16時40分）
  - ・各分科会で協議された内容の発表
- (6) まとめ
- (7) 閉会（16時45分）

### 8 その他

- 学校数の多い市町村については、地区ブロックごとに行うことも考えられる。
- 中学校区ごとに、小中連携したいじめ防止活動を行うことも考えられる。
- 新たに会議を立ち上げず、既存のいじめ会議、生徒指導会議、地区別懇話会、移動教育委員会等に児童生徒主体の活動を取り入れることも考えられる。
- 保護者や地域に会議に参加していただいたり、内容を伝えたりすることで、保護者・地域住民が一体となって、いじめの防止を図っていく気運を高めることにつながることも考えられる。

## 令和8年度いじめ問題取組状況調査について

### 1 目的

令和8年度「いじめ問題対策推進事業（児童生徒によるいじめ防止活動）」に係る実施状況について調査し、今後のいじめ問題への取組の充実に資する。

### 2 調査対象

県内全公立小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校

### 3 調査内容

令和8年度「いじめ問題対策推進事業（児童生徒によるいじめ防止活動）」に係る各学校の取組状況

### 4 調査実施期間

令和9年2月

### 5 調査方法

WEBフォームによる回答

### 6 その他

- 各学校は、いじめ問題への取組状況について今年度における年間の活動況等の評価を行うとともに、次年度に向けて「いじめ防止活動計画」の見直し等を図る。
- 調査結果については、「令和8年度 いじめ問題対策推進事業計画」の中で公表する。
- 公立小中学校等の集計結果については、各市町村教育委員会へ情報提供する。

# 令和7年度いじめ問題取組状況調査結果

群馬県教育委員会

## 1 調査結果

(1) 児童生徒は、いじめを自分のこととして考え、いじめ防止活動に主体的に取り組んだ。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	127 (42.8%)	161 (54.2%)	9 (3.0%)	0 (0.0%)
中学校	70 (46.7%)	75 (50.0%)	5 (3.3%)	0 (0.0%)
高等学校	19 (23.2%)	52 (63.4%)	11 (13.4%)	0 (0.0%)
特別支援学校	7 (28.0%)	15 (60.0%)	3 (12.0%)	0 (0.0%)

(2) 自校のいじめ防止活動年間計画の実施を通して、児童生徒にいじめを許さない意識と態度を育むことができた。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	124 (41.8%)	166 (55.9%)	6 (2.0%)	1 (0.3%)
中学校	64 (42.7%)	81 (54.0%)	5 (3.3%)	0 (0.0%)
高等学校	25 (30.5%)	51 (62.3%)	6 (7.3%)	0 (0.0%)
特別支援学校	9 (36.0%)	13 (52.0%)	3 (12.0%)	0 (0.0%)

(3) 保護者に対して、いじめの正確な認知について周知するなど、連携していじめ問題の解決に向けて取り組んだ。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	90 (30.3%)	173 (58.2%)	34 (11.4%)	0 (0.0%)
中学校	44 (29.3%)	90 (60.0%)	16 (10.7%)	0 (0.0%)
高等学校	21 (26.0%)	48 (58.5%)	11 (13.4%)	2 (2.4%)
特別支援学校	7 (28.0%)	18 (72.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(4) 地域住民や地域の関係機関・団体等に対して、いじめの正確な認知について周知するなど、連携していじめ問題の解決に向けて取り組んだ。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	64 (21.5%)	173 (57.9%)	56 (18.9%)	5 (1.6%)
中学校	37 (24.7%)	78 (52.0%)	34 (22.7%)	1 (0.7%)
高等学校	8 (9.8%)	36 (44.0%)	30 (36.6%)	8 (9.7%)
特別支援学校	4 (16.0%)	10 (40.0%)	8 (32.0%)	3 (12.0%)

(5) 「いじめ防止強化月間」では、学級や児童会・生徒会を中心に、いじめ防止活動に積極的に取り組んだ。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	182 (61.3%)	96 (32.3%)	17 (5.7%)	2 (0.7%)
中学校	82 (54.7%)	56 (37.3%)	12 (8.0%)	0 (0.0%)
高等学校	20 (24.4%)	41 (50.0%)	30 (36.6%)	3 (3.6%)
特別支援学校	10 (40.0%)	7 (28.0%)	7 (28.0%)	1 (4.0%)

(6) 「いじめ防止フォーラム」や「いじめ防止子ども会議」等を自校の年間活動に位置付け、事前事後の活動を通して一部の児童生徒だけでなく、学校全体に広がる取組を行った。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	152 (51.2%)	115 (38.7%)	27 (9.0%)	3 (1.0%)
中学校	78 (52.0%)	57 (38.0%)	14 (9.3%)	1 (0.7%)
高等学校	29 (35.4%)	33 (40.2%)	13 (15.8%)	7 (8.5%)
特別支援学校	8 (32.0%)	8 (32.0%)	4 (16.0%)	5 (20.0%)

(7) のぼり旗を活用したり、教室にいじめ防止ポスターを掲示したりして、「いじめ防止宣言」を意識した取組を行った。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	145 (48.8%)	127 (42.8%)	24 (8.0%)	1 (0.3%)
中学校	79 (52.7%)	66 (44.0%)	5 (3.3%)	0 (0.0%)
高等学校	33 (40.2%)	37 (45.1%)	10 (12.2%)	2 (2.4%)
特別支援学校	16 (64.0%)	7 (28.0%)	2 (8.0%)	0 (0.0%)

(8) いじめ防止活動の全県共通テーマ「私たちは、自ら友達の個性を認め合い、互いを思いやる信頼関係づくりができるように考え、行動します！」を踏まえて、児童の意見を生かした自校のいじめ防止活動の改善・充実に取り組んだ。

	十分あてはまる	あてはまる	ややあてはまる	あてはまらない
小学校	106 (35.7%)	144 (48.5%)	39 (13.1%)	8 (2.6%)
中学校	52 (34.7%)	76 (50.7%)	19 (12.7%)	3 (2.0%)
高等学校	14 (17.1%)	39 (47.6%)	19 (23.2%)	10 (12.2%)
特別支援学校	5 (20.0%)	11 (44.0%)	4 (16.0%)	5 (20.0%)

(9) (8) で「はい」と回答した学校は、改善・充実を図った取組をお書きください。(主な取組を抜粋)

#### 【小学校】

- いじめ防止フォーラムやいじめ防止会議で話し合ったり、決まったりしたことを6年生や児童会を中心に給食の時間に全校放送を行い、周知・啓発を図った。
- 『ありがとう週間』を年3回設け、『ありがとう』を言ったり『ありがとうカード』をありがとうBOXに入れたりした。これにより、学校全体があたたかい雰囲気に含まれることを実感した。
- 人権教室月間が年に2回あり、講師を招聘して、いじめに関わる話をしていただいた。その後、学級で全員がいじめについて考えた。考えを廊下に掲示したり、計画委員の発表に生かしたりして、児童が考えて取り組んだ。
- いじめ防止フォーラムに参加した代表児童の学びを学校だよりに載せて、いじめ防止の取り組みが児童や家庭にも広がっていくように努めた。
- いじめ防止強化週間に親子で考える人権標語に取り組んだり、イエローリボン運動を行ったりすることで、互いを認め合う意識を持たせた。また、人権集会で代表児童の標語を発表させたり、廊下にふわふわことばやチクチクことばを掲示し、いつでも確認できるようにしたりすることで、意識の向上を図った。
- 「いじめなくし隊」として、休み時間に児童会役員が襷をかけて校内を回り、いじめにつながるような事象はないか見回った。
- 児童会「ワールド集会」では、外国籍児童が中心となって企画し、それぞれの文化について、共通点や相違点をクイズにして考える活動を設定した。国の違いや言葉の違いによる偏見や差別、いじめ防止につながったと考える。
- 団活動を運動会だけでなく、年間を通して他学年で協力し活動する時間(学校行事)を増やす取組をした。そのため、コミュニケーションが活発になり、学校全体で児童と児童が学年関係なく楽しく過ごせる環境ができた。
- 「ぐんまのこどものための50のルールブック」について、特に課題だと児童会が話し合った項目を放送し、呼びかけを行った。また、校内掲示もした。
- 児童生徒会が中心となっていじめ防止動画を制作し、全学年が視聴した。1年生から9年生までわかりやすく伝わりやすいように工夫した。また、未然防止の観点から、児童生徒会だけでなく生活委員会でもあいさつ運動を行っている。クラスだけでなく、学校全体でいじめについて考える機会を設けた。

#### 【中学校】

- 生徒会がGoogle formsにて全生徒からアンケートをとり、個々の意見を取り入れた「生徒会ラジオ」を企画・放送した。結果、一人一人の思いを認め合い、相手を思いやる雰囲気の醸成につながった。
- 人権週間では「いじめ防止」に関する取組を行った。また、これまでの校長による人権講話に加え、教頭による人権教育のまとめを位置づけて実施した。
- 「いじめ防止」のための「笑箱」活動…笑箱とは、大喜利のお題を全校生徒に投げかけし、1週間で面白い回答を募集し、給食中にお題に対して、面白い回答を紹介することで、全校生徒が少しでも笑顔になってほしいという願いからの企画。
- 町の「いじめ追放サミット」に本校生徒会本部役員が出席し、人権集会や体育祭、合唱コンクールなどの学校行事を通じてクラスの雰囲気や人間関係がどのように改善したか生徒自身の感想や考えを発表したり、各クラスで行っているいじめ防止や互いを認め合うための活動について紹介したりした。
- 人権講演会にDET群馬の方を講師として招き、「障害」について考える活動を行った。また、学校教育目標にもある「ウェルビーイング」という言葉を教員が意識的に使うことで、生徒の中にもその考えが浸透してきている。
- 伝統行事として、毎週月曜日に生徒会・部活動部長・委員会委員長・学級委員がローテーションで挨拶運動を行っている。今年度は、それに加えて、昼休み等に生徒会を中心とした挨拶啓発運動を計画している。

- ・「認め合いの森」の作成…人権教育の取り組みとして、グループでお互いの悩みにアドバイスをしたり、肯定的な言葉をかけたりする「認め合いの森」を作成した。作成した掲示物を廊下に掲示することで、様々な悩みに対するあたたかい言葉かけを可視化することができた。
- ・生徒会活動で「Heart Warming Time」として、生徒たちの中で、心温まるエピソードを集め、給食時間に podcast 風の放送を行い。温かな学校の雰囲気の醸成を図った。
- ・人権週間や市教委スクールロイヤーとの連携を図り、いじめ防止及びいじめの解消に向けた取組を推進した。また、あいさつ運動や生徒間のコミュニケーション活動の充実、いじめ防止啓発の動画撮影など、生徒会を中心に、生徒が自分事として捉えられるよう工夫した。

#### 【高等学校】

- ・ICTを活用した毎日の健康チェックを行った。また、いじめに関する学期に1回の「学校生活アンケート」、個別相談がある生徒のために「学校生活点検日」を設けるなど年間10回以上のアンケートを実施している。今年度からアンケート形式を、生徒が回答しやすいように用紙からICTに変更し、いじめや悩みの早期発見に努めている。それらのアンケートについては、結果をすべての教員がみられるように情報の共有を行っている。
- ・「いじめ防止フォーラム」に参加した生徒が、活動内容を報告する場を設定し、「自分事化」を促す生徒会主導の振り返りの時間を作る。
- ・外部講師（JICA）に来校してもらい、ベトナムの国の事情や貧富の差などからいじめにつながることもある内容の講話を聞き、多文化理解から「個の尊重」へ昇華させ一つの個性として理解した。
- ・こころの健康観察の実施、いじめの発見、対策を迅速に対応し、その日のうちにいじめ対策委員会を行い職員への周知を図ることが多くなってきたこと。いじめに関する聞き取りシート（本校独自に作成）で速やかに対応できている様子である。
- ・今年度初めての取り組みとして、昼休み時に風紀委員による校内放送を実施した。ルールの遵守、金銭の貸し借りをしないなどの3パターンを日替わりに放送した。各クラスの風紀委員が話し合いをした際には、何かあったときに直接注意することができないということだった。個人対個人で注意をするというのは難しいが、個人が全体に注意喚起することはできるということによって校内放送をすることとなった。
- ・生徒会が中心となり人権教室（全校集会）を行った。生徒会本部役員の生徒が調査、作成したプレゼンテーションをもとに、クイズなども交えながら発表を行い、AIやSNSが身近な存在となった今、人権やいじめについて理解を深めるとともに、私たち一人ひとりに何ができるのかを全校生徒で考える有意義な集会となった。
- ・1学期終業式の後に、いじめ防止フォーラムに参加した生徒が全校生徒に向けてフォーラムの内容の報告と感想を述べ、今後の校内でのいじめ防止について呼びかけた。また、12月のいじめ防止強化月間では、生徒会長が朝のSHR時に全校放送を使って自らの言葉でいじめ防止を呼びかけた。
- ・いじめ防止フォーラムに参加した生徒会役員生徒が自校の生徒会のメンバーとフォーラム内容を共有し、自校でどのような取り組みが大切かを生徒主体的に協議の上、生徒へのメッセージ等を作成し、全校集会の中で、生徒全体に発信した。
- ・球技大会では、昨年度同様、チームを学年の枠にとらわれずに分けたり、生徒が主体となって企画・運営を行い、生徒が一丸となって成功に向けて努力した。また、本年度は文化祭もあり、教員の助けを得ながらも、どの学年も主体的に取り組んだ。生徒会行事を生徒主体にすることにより、多くの生徒たちが交流することで、自然といじめ防止につながっている。

#### 【特別支援学校】

- ・「SNSの利用について」をテーマに、気を付けなくてはいけないことを生徒主体で意見を出し合い、例文を参考に何がいけないのかを読み取った。友達へメッセージを送る際に気を付けることを考える場面では、「すぐに返事がなくても、無視していると決めつけない」「すぐに返事ができない理由があるという思いやりの心をもつ」など、人それぞれには事情があることを学習した。些細な行き違いが原因でいじめに発展してしまう恐れがあることを知る機会となった。
- ・高等部は、生徒主体の話合いを年2回開催。提案された生徒合同給食を企画し、定期的実施している。中学部は、人権週間において動画や書籍を活用し、生徒全員で命の大切さを再確認した。小学部は、思いやり週間において、児童全員が思いやり標語を書き、児童全員で共有した。
- ・「しぶとくハートプロジェクト」の実施。友だちに助けをもらったり、優しくしてもらったりして嬉しかったことをハート型の用紙に記入し、所定の場所へ貼り出して紹介した。友達を思いやる気持ちや生徒の規範意識を高めることができた。
- ・12月に学校独自のいじめ防止フォーラムを開催。2月にはピンクシャツデーというYMCAが推進しているいじめ防止活動を全校で行った。ピンクシャツデーの際、全校で行う内容を生徒会役員の生徒が主体となって考え、それに向けた準備を、各学部代表児童生徒が12月のいじめ防止フォーラムで行った。
- ・高等部生徒集会を開催し、「いじめ防止フォーラム」に参加した生徒が、報告する機会を設けた。
- ・他者の個性を尊重し、信頼関係を育むための活動として、昼休みを活用した多学年・他課程交流イベント

「アニキの部屋」を主催。所属を超えた生徒間の親睦が深まり、互いを思いやる土壌が築けた。

- ・ いじめ防止活動では学年別にテーマを変えて動画視聴をした。視聴後、生徒が各々の考えをグループで発表し合い、互いの感じ方や考え方の違いを共有した。同じものを見聞きしても、違う感じ方があることを知り「自分と人とはこんなに違うのか」と多くの生徒が感想を述べた。互いを思いやり、尊重し合うきっかけづくりとなった。
- ・ 各学級において「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」を基に、皆で考える時間を設定した。また、人権教育と関連させ、書初めでは「人権」をテーマにした言葉を書いた。

(10) いじめ防止活動に取り組んだ感想・意見等ありましたら、お書きください。(主な感想・意見を抜粋)

#### 【小学校】

- ・ いじめ防止には、教員のいじめに対する意識や認識(いじめは犯罪)を校内で一致させていくことが重要である。それが子供たちへの指導につながり、いじめのない学校へと繋がっていく。いじめ防止には、いじめに対する考えを全校で共有することが重要であると考えます。
- ・ 子供たちの多くは、様々な活動を通していじめ問題を自分事として捉えることができた。今後も「いじめはしない、許さない」態度を行動で示せる子供を育てていきたい。
- ・ 小規模校の強みを活かし、全校児童で話し合う場を設けたことは、休み時間などにおいて異学年交流を良好にするきっかけとなったと考える。誰とでも仲良くすることの大切さを全校で考えることができ、充実したいじめ防止活動であったと考える。
- ・ LINE等のSNSを介したいじめは、学校において早期に把握することが困難であることから、情報モラル教育を中心とした未然防止策を一層充実させていく必要があると考えられる。
- ・ 近頃の暴力行為の動画拡散などのニュースを見ると心が痛みます。いじめ防止への取組は子ども主体であることに意義があると思いますので今後も続けていきたいです。
- ・ 取組にどれほど効果があるのかは、実感がありません。いじめの増減というよりも、どれほど子どもの意識の中に埋め込まれたのかについて、難しさを感じています。ただ、「いじめは、良くない。」という認識の一助にはなった気はします。
- ・ 全校をまきこんでの活動を実践することが難しかったので、計画委員会などを中心に、いじめ防止を啓発していく活動を提案できるように促していきたい。
- ・ 児童自身が学校の課題を挙げるところから話し合いがあり、どう方向性がきまっていくか不安でしたが、児童たちの熱意もあり、児童目線の話ができたことや、先生自身も悩むような話し合いができた。

#### 【中学校】

- ・ いじめをなくすというより、個々のパーソナリティを認め合うことが、結果的にいじめのない学校、学級、部活動等につながっていくと思います。生徒が主体的に動けるような教師側の「しかけ」が重要になると考えます。
- ・ 外部人材による講演会等にも価値はあるが、生徒の実態をよく知る教員による講話も良いと思われる。
- ・ 教師主導ではなく、生徒が主体的に取り組めるよう指導、支援することで「いじめ防止」に対する意識の向上が促されると感じる。
- ・ 最近のいじめ問題は生徒同士のSNSのやりとりの中で起きていることが多い。SNSでの拡散も社会問題化している。SNSの使い方と連携して取り組んでいるが、未然防止が難しいと感じる。本校としては今後も継続して取り組んでいきたい。
- ・ いじめを見ても、自分に被害が及ぶのを恐れ、先生や大人に相談できないと考えている生徒がいる。先生や大人に相談することは「友達を売る」のではなく「友達を守る」ことであるという意識に変えたり、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気为学校全体に広めたりしていきたい。
- ・ コロナ以前と比べて、人の気持ちを考えることが苦手な生徒が増えた印象があります。人の気持ちを考えず、自分本位な考えをしていると、お互いに信頼関係は気づけません。お互いを認め合い、お互いを思いやることで、いじめは防止できると思います。今後もさらに生徒が主体的に、自分事としていじめについて考えていける機会を設けていきたいと思います。
- ・ いじめ防止について先生方が自分ごととして考え、様子を観るのではなく、早期に対応していただいていることが安心・安全な学校として保護者から信頼いただいています。今後も防止対策を講じていくとともに早期発見し対応していきたいと考えています。

#### 【高等学校】

- ・ 全職員がいじめ防止対策推進法等の法規を正しく理解し、法に則って被害生徒、保護者に最大限寄り添った対応をしていけるよう、研修や職員会議の場で、いじめ事案の対応について周知徹底している。そのため、以前よりいじめ対策組織での組織的対応が迅速に行えている。今後も未然防止を含め、学校全体でいじめ防止活動に取り組んでいきたい。
- ・ いじめ防止は特別な取り組みとして行うものではなく、日常の人間関係づくりの積み重ねが何より重要であると感じている。そのため、授業や日々の指導の中での声掛けや関わりが土台になる。しかし、教

職員間で意識や温度差が生じることもあり、生徒だけでなく教職員自身のいじめ防止に対する共通理解をより一層高めていく必要性を感じている。今後は、校内研修や情報共有の充実を通して共通認識を深め、学校全体で未然防止に取り組む体制づくりを進めていきたい。

- ・ いじめに係ることは、法律を遵守した対応をすることが大切であると痛感している。特に、保護者への協力依頼、また、職員への研修など、平常時にいじめに対する基盤づくりが重要だと考えるので、来年度は、その点を意識した取り組みを充実させたい。
- ・ いじめに関する法的根拠等を生徒に周知することで、実はお互い様的に生徒間で行っている「些細な嫌なこと」を、一方的に「いじめ」にあっているという主張や被害申告する生徒がいることも否めない。
- ・ 近年は受けての感じ方が敏感になっており、相手に攻撃する意識の全くない言動などであっても相手が傷付きいじめとなるケースが多い。SNSの活用法などと含めて個々のモラル教育を充実させる必要性を感じた。
- ・ 自分事として捉えられる生徒が増えてきて、傍観者は減ってきたように感じる。一方で、同じ過ちを繰り返す生徒(加害)がおり、外部機関の助けも必要である。
- ・ 通信制で、人間関係が濃くなりづらいため学校内での大きな事件は起こっていない。しかし、通信制入学以前の間人間関係や、学校外での関係の中でいじめに該当する事案が見られるようになってきた。多くの場合警察と連携しての対応となるため、学校がどこまで踏み込むかが悩ましい。
- ・ 外部講師(JICA)の視点を取り入れたことで、いじめ問題を『学校内の狭い人間関係』から『社会全体の多様性への理解』へと広げて捉え直すことができました。生徒たちが自ら振り返りを行う姿を見て、大人が一方的に教えるよりも、生徒自身の言葉で語られる言葉の方が浸透力が高いと実感しています。
- ・ また、生徒間の問題に早々から親が口を出して、問題が複雑化するケースも多く、対応に苦慮する場面が多々あった。
- ・ スクールロイヤーの講演会が生徒対象だったので次年度は、生徒だけでなく保護者も聞くことのできる場を設定していきたい。

#### 【特別支援学校】

- ・ 児童・生徒の実態から、主体的に「いじめ防止」に取り組むことは難しいことから、自分や友達によさに気付き、友達との関りがもてるような場を設定する取組として、「ともだちなんにんできるかな」を行ったり、「いじめ防止」の掲示物などを呼びかけたりした。
- ・ 日常の学習活動の全てがいじめ防止活動に繋がっていることを実感した。日頃から児童生徒の様子を踏まえた指導、支援を学校全体で行っていききたい。
- ・ SNSを介したいじめでは、いじめ内容の多様化と、いじめの見えにくさを指導を通して実感している。また、保護者のいじめに対する認識の捉え方が違い、重く捉えにくいと、生徒への指導の浸透のしづらさがある。指導時には外部機関と連携をし、その後の指導についても保護者と連携を強化したい。
- ・ いじめについての学習を進める中で、日常のコミュニケーションの中でも「それ、いじめだよ。」「先生、これはいじめになりますか。」等、生徒からの発言が多く見られ、意識して「いじめゼロ」に取り組もうとする姿勢が見られた。
- ・ 表面的には見えない子ども同士の人間関係を知るうえで、日頃からの見取りやコミュニケーションの重要性を再確認した。
- ・ 生徒会本部役員選挙では、多くの立候補者が『昼休みにみんなで楽しもう』を実施し、「楽しい学校にしたい。」と言っていた。いじめ未然防止の取組としての『昼休みにみんなで楽しもう』が浸透することで、今年度は、生徒同士のトラブルが少なかった。
- ・ 特別支援学校におけるいじめ防止活動は、児童生徒の障害特性や認知発達の差が大きいため、「何がいじめか」という共通認識をもたせることに時間を要し、一律の指導が厳しい。個々の実態に合わせたきめ細かな言葉選びやアプローチが不可欠であると考える。

## 2 考察

- いじめ防止フォーラムでの経験をもとに、各校において、児童会や生徒会、各委員会等の組織を中心とした児童生徒の思いや考えを生かした取組が行なわれていた。
- 同学年の人間関係に加え、縦割り活動など、異学年との交流を取り入れている学校が多く、いじめ防止につながる、児童生徒の望ましい人間関係づくりに取り組んでいることがうかがえた。
- 学校における取組の充実が図られている一方、いじめ問題の解決に向けた保護者や地域との連携の充実が求められている。スクールロイヤーや関係機関等から講師を招くなど、外部人材の活用を見られた。
- [インターネットリテラシー向上に向けたWeb教材](#)や文部科学省作成の[いじめの未然防止に関する啓発動画](#)の活用について、広く周知していく必要がある。
  - ・ いじめの未然防止に関する啓発動画 (YouTube 文部科学省/mextchannel)  
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbD1w3HDkNiNhpGncCXo5daQ>

第○学年○組 学級活動（１）指導案 【例】

- 1 議題 「いじめのない楽しい学級にしよう」
  - (1) 学級や学校における生活づくりへの参画
    - ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- 2 対象 小学生（中学年）※1 低学年、高学年は実態に応じた展開にする。
- 3 本時のねらい  
いじめのない楽しい学級にするために、みんなでできる取組について決める。
- 4 事前の活動

児童の活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめアンケート」に回答する。</li> <li>・話合いの進め方について、計画委員で役割分担する。</li> <li>・いじめが起きないようにする方法について考え、学級活動ノート等に自分の考えを記入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○友達に相談せず、自分の考えでアンケートに回答するように助言する。</li> <li>○司会や記録等の役割を決め、本時で結果を提示できるように、計画委員会を設定する。</li> <li>○アンケートの質問の回答及び自分なりの考えを本時で発表できるように、事前にノート等にまとめる時間を確保する。</li> <li>○一人一人のいじめについての考えを把握しておく。</li> </ul>	<p>【主体的態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめのない楽しい学級生活について自分なりの考えをもち、見通しをもって話合いに臨もうとしている。</li> </ul> <p>〈ノート・アンケート〉</p>

5 本時の展開

段階	学習活動	指導上の留意点	資料	目指す児童の姿と評価方法
つかむ 5分	1 開会の言葉	○計画委員が司会を務める。		
	2 議題の確認 提案理由の説明	○黒板に話合いの柱とねらいを示し、全員が話し合う内容について理解できるようにする。		
	議題例:いじめのない楽しい学級にするためにできることを考えて実践しよう。			
	話合いのめあて:全員で協力してできる内容を考えよう。		四層構造図	
	3 先生の話	○いじめの四層構造について伝える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられる</li> <li>・いじめる</li> <li>・周りではやし立てる</li> <li>・見て見ぬふりする</li> </ul>	
出し合う 15分	4 いじめが起きないようにするにはどうしたらよいか考える。 (班別) 【集団討議】 ※2 班に分かれず、学級全体で話し合うことも可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめが起きない学級にするためにできることを考えられるようにする。</li> <li>○班に分かれて、事前に記述した自分の意見を発表し合う。</li> <li>○一人一人が友達に自分の意見を伝えられるように、司会者に事前に指導しておく。</li> </ul>		<p>【思考・判断・表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの課題意識をもって、話合い活動に参加している。</li> </ul> <p>〈観察〉</p>

比べ合う 10分	5 班で話し合った意見を発表する。	○意見を班ごとにカードにまとめ、提示できるようにする。 ○記録係がそれぞれの班のカードを黒板に貼る。		
まとめ 15分	6 班からの意見をまとめていじめが起きにくい学級になるための取組を決める。 【合意形成】 ※3 発達段階に応じた折り合いの付け方の工夫を。	○各班の意見を統合した、総意による決定になるように助言する。 ○具体的な取組になるように助言する。 ・みんなが仲良しになる集会活動しよう。 ・毎日、学級全員の人に必ず1回声をかけよう。 ・朝、教室に入ったら、必ず大きな声でおはようと言おう。  ○決定した内容を再度確認し、全員が実践できそうなことを決定する。		【思考・判断・表現】 ・他者の意見と比較し、よさを生かして折り合いを付けている。 (観察)
	7 本時のまとめ			
	8 本時の振り返り	○話合いのめあてと照らし合わせて自身の取組を振り返らせる。		
	9 先生の話	○実践への意欲を高められるような言葉がけと、計画委員への賞賛を行う。		

## 6 事後の活動

児童の活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
・学級で決めた決定事項について振り返る。	○休み時間や係活動などを通して、実践していることを認めながら励ましていく。 ○合意形成したことが実践できていなかったり、新しい意見が出されたりした時は、必要に応じて話合いの場を設ける。 ・県から送付された「いじめ防止ポスター」に並べて合意形成したことを掲示しよう。 ・1週間に1回、帰りの会で実践を振り返る場をもとう。	【知識・技能】 ・活動を振り返りながら、仲間とともに話合ったり実践したりすることの意義を理解している。 (ノート・ワークシート)  ※4 実践の様子を【思考・判断・表現】として見とることもできる。

※1 低学年の場合、学級活動(2)として教師が題材を設定し、児童一人一人が意思決定するような展開も考えられます。  
くはばたく群馬の指導プランⅡ P170参照

※2 活動形態の工夫以外にも、多様な意見を引き出すための工夫を取り入れましょう。  
くはばたく群馬の指導プランⅡ P168参照

※3 「自分もよくてみんなもよい」という合意形成ができるように折り合いを付けさせましょう。  
くはばたく群馬の指導プランⅡ P168参照

※4 【思考・判断・表現】の「表現」は、言語によるものにとどまらず、行動も含んで捉えることができます。

第〇学年〇組 学級活動（１）指導案 【例】

- 1 議題 「いじめをなくすにはどうしたらいいか考えよう」  
内容項目（１）ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- 2 対象 中学生
- 3 本時のねらい  
いじめ問題に課題意識をもち、いじめを未然に防ぐために、自分や学級でできる取組について決める。
- 4 事前の指導

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめアンケート」に回答する。</li> <li>・話合いの進め方について、計画委員で役割分担をする。</li> <li>・いじめる理由としてどんなものがあるか考え、学級活動ノート等に自分の考えを記入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○真剣にアンケートに回答できる雰囲気づくりに努める。</li> <li>○本時の司会や記録等の役割を決めさせる。</li> <li>○いじめる理由について、自分なりの考えを本時で発表できるように、事前にノート等にまとめる時間を確保する。</li> <li>○一人一人のいじめについての考えを把握しておく。</li> </ul>	<p>【主体的態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止について関心をもって考え、アンケートに答えている。</li> </ul> <p>〈観察・アンケート〉</p>

5 本時の展開

段階	学習活動	指導上の留意点	資料	目指す生徒の姿と評価方法
つかむ 5分	1 開会の言葉	○生徒の司会進行で進める。		<p>【主体的態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねらいを理解し、意欲的に話合い活動に取り組もうとしている。</li> </ul> <p>〈観察〉</p>
	2 議題の確認 提案理由の説明	○学級の全員が話し合う内容と流れを理解できるように、議題及びねらいについて確認する。		
	議題例：いじめをなくすためにできることを考えて実践しよう。			
	話合いのめあて：一人一人を大切にできる内容を考えよう。			
	3 先生の話	○皆がよくて自分もよいと思える内容を決められるように助言する。		
出し合う・比べ合う	4 いじめをする理由について考える。	○事前に考えてきてもらった意見を何名かに発表してもらおう。 ・自分を優位にしたいじめ ・自分がいじめられないため ・自分のストレスのはけ口 ・自分の行為を正当化し、いじめではないと考えている	いじめの四層構造の図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられる</li> <li>・いじめる</li> <li>・周りではやし立てる</li> <li>・見て見ぬふりをする</li> </ul>
	5 いじめはどこに問題があるか考える。	○アンケート結果から、いじめの四層構造について理解し、どこに問題があるか意見を述べ合う。		

30分	6 いじめをなくすにはどうしたらよいか考える。 (班別) 【集団討議】 7 班で話し合った意見を発表する。	○学級において、いじめの小さな芽を見付け、いじめをエスカレートさせないためにできることを班ごとに考える時間を確保する。 ○事前に班の司会者に意見のまとめ方を指導する。 ○記録係が黒板に板書する。	【思考・判断・表現】 ・いじめへの課題意識をもって、話し合い活動に参加している。〈観察〉 ※班に分かれず、学級全体で話し合うことも可能。
まとめ 15分	8 班からの意見をまとめていじめが起きにくい学級にしていくための取組を決める。 【合意形成】 9 本時の振り返り 10 先生の話	○各班の意見を統合した、総意による決定になるように助言する。 ○具体的な取組になるよう助言する。 ・いじめを発見したら必ず先生に言う。 ・「学級ノート」を作り、その日に学級であった出来事をよい面や改善点を書き出し、みんなで共有する。 ・学級で起きたいじめは学級の問題として話し合って解決する。 ○決定した事項を再度確認し、全員で実践していく決意をする。 ○話し合いのめあてと照らし合わせて自身の取組を振り返らせる。 ○司会と記録係へ向けて賞賛の拍手を送る。	

## 6 事後の活動

生徒の活動	指導上の留意点	目指す生徒の姿と評価方法
・学級で決めた決定事項について振り返る。	○生活ノートや毎日の会話などを通して、実践していることを認めながら励ましていく。 ○実践ができていなかったり、新たな提案があったりした時は話し合いの場を設ける。 ・県から送付された「いじめ防止ポスター」に並べて、合意形成したものを掲示しよう。 ・学級から生徒会本部につなげ、学校全体でいじめ防止活動に取り組んでもらおう。	【知識・技能】 ・学級の一人として、より良い人間関係を築き、話し合った結果をもとに仲間と協力して実践することの意義を理解している。 〈観察、生活記録〉  ※3 実践の様子を【思考・判断・表現】として見とることもできる。

※1 アンケートを実施する場合には、情報端末を活用して作成・集計したり、プレゼンテーションソフトを使って結果を提示したりするなど、情報活用能力の育成を意識した指導を心がけましょう。 ※「はばたく群馬の指導プランⅡ」ICT活用 Version【学級活動編】参照

※2 一人一人の意思決定を通して個人目標を立てさせるような展開にする場合、養護教諭やスクールカウンセラー等のゲストティーチャーとの連携も考えられます。

※はばたく群馬の指導プランⅡ P172参照

※3 【思考・判断・表現】の「表現」は、言語によるものにとどまらず、行動も含んで捉えることができます。

※ SNS等、ネットに関わるいじめについて扱う場合は、県作成の「ネットリテラシー向上動画教材」や「非行防止プログラム2～ケータイ・スマホのトラブルについて考えよう～」等の活用も考えられます。